

業務説明資料

1. 件名

令和6年度PRコンテンツ制作及び中学校給食公式 Instagram 運用業務委託

2. 履行期限

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

ただし、契約については、令和6年度予算の議決を条件とする。

※令和7年度についても、本事業にかかる予算があること及び業務の履行が良好であることを条件に、引き続き同じ事業者と随意契約を締結する予定である。

3. 履行場所

教育委員会事務局人権健康教育部健康教育・食育課及びその他、委託者の指定する場所

4. 業務目的

令和8年度からの中学校での全員給食に向けて、より効果的なプロモーションを実施するためのPRコンテンツを制作するとともに、Instagramによる情報発信を行う。

なお、委託者においても試食会の開催、広報よこはま、本市ソーシャルメディアや外部マスメディアなどの広報媒体を活用したプロモーションを行うが、本委託業務では、受託者の専門性を活かし、委託者が実施するプロモーションの取組と連携させながら業務を実施する。

5. 業務内容

(1) PRコンテンツの制作

以下に記す①プロモーション動画、②食育動画を制作すること。なお、これらのコンテンツは後述の横浜市中学校給食公式 Instagram で配信するほか、横浜市の公式 YouTube、LINE 等での配信も想定している。

配信にあたっては効果的な配信方法、時期や内容について助言を行うこと。

① プロモーション動画の制作

中学校給食に関する魅力について、生徒、保護者及び市民に訴求するプロモーション動画を制作する。絵コンテの制作等、企画段階から制作・編集まですべて委託者と協議して、受託者が執り行うこと。制作する動画は以下のとおりとする。なお、制作した動画は、上述の各種 SNS での配信に加えて、試食会や新入生保護者説明会などでの放映を予定している。

ア 制作本数

3本

イ 動画尺

90秒程度

ウ 解像度

1920×1080

エ アスペクト比

16:9

オ ファイル形式

MP4形式、WMV形式、DVD-Video形式

カ その他

下記に記載するプロモーション動画を確認し、委託者が同等と決める質を担保し、校正を複数回行うこと。

【参考：プロモーション動画 3本】

#1「つながる」編（3分43秒） <https://youtu.be/Zb8I7vKrH6g>

#2「新たな発見」編（1分41秒） https://youtu.be/i0_mExWZH8s

#3「健康を実感」編（1分32秒） <https://youtu.be/3gJ01MusOPs>

② 食育動画の制作

横浜市公式 YouTube アカウントや Instagram などの SNS で配信する食育動画を撮影し、編集を行う。撮影する動画の企画や各種調整などは委託者と協議の上決定すること。

ア 制作内容

(ア) 横浜市公式 YouTube アカウント配信用動画（180 秒程度）の制作
撮影した動画は、180 秒程度の動画に編集すること。なお、カメラ、照明やマイクなど撮影に必要な機材は、すべて受託者で用意すること。また、サムネイル画像も制作すること。

(イ) SNS 配信用動画（30 秒～60 秒程度）の制作

SNS で配信するため、30 秒～60 秒程度の動画を制作すること。
また、サムネイル画像も制作すること。

イ 制作物の本数

(ア) 6 本

(イ) 24 本

ウ 動画の規格等

(ア) 横浜市公式 YouTube アカウント配信用動画（制作本数：6 本）

- ・動画尺 180 秒程度
- ・解像度 1920×1080
- ・アスペクト比 16：9
- ・字幕 あり
- ・テロップ あり
- ・BGM あり
- ・ナレーション なし
- ・形式 MP4 形式、WMV 形式、DVD-Video 形式

(イ) SNS 配信用動画（制作本数：24本）

- ・動画尺 30 秒～60 秒程度
- ・解像度 1080×1920
- ・アスペクト比 9：16
- ・字幕 あり
- ・テロップ あり
- ・BGM あり
- ・ナレーション なし
- ・形式 MP4 形式、WMV 形式、DVD-Video 形式

(2) プロモーションの実施

中学校給食公式 Instagram の運用

本市の中学校給食公式 Instagram 「@schoollunch_yokohama_official」について、世界観に沿って、以下のとおり業務を行う。なお、Instagram のアカウント URL は下記のものである。

中学校給食公式 Instagram

https://instagram.com/schoollunch_yokohama_official?igshid=YmMyMTA2M2Y=

〈アカウントの世界観〉

本市では、中学校給食の3つの価値及び中学校給食ブランドスローガン・ステートメントなどのブランドイメージを尊重し、これに沿ったプロモーションを展開している。

横浜市中学校給食公式 Instagram では、これを踏まえ、生徒並びに保護者が中学校給食に対して、期待感と安心感を抱くことができ、さらに令和8年度から全員給食が始まることを魅力的に発信する。

【参考】中学校給食のブランドイメージ

○3つの価値



○ブランドスローガン・ステートメント

横浜市中学校給食サイトを参照。

<https://kyushoku.city.yokohama.lg.jp/user/promotion>

① アカウント運用計画の策定

以下の投稿頻度に基づき、年度末までのアカウント運用計画を策定する。投稿頻度を含めた投稿計画の内容については、委託者と協議の上、作成する。

- ・給食実施日は毎日投稿すること（以下、「(参考)令和5年度給食実施予定回数」を参照)
- ・土曜日・日曜日：毎週いずれか一日は投稿すること
- ・祝日：投稿を必須としない

ただし、夏季、冬季休業等長期休業期間については委託者と協議の上決定する。また、上記に限らず、委託者が必要と認めた時には、土曜日・日曜日両日の投稿、祝日の投稿、1日2回以上の投稿にも対応

すること。

【(参考) 令和5年度給食実施回数】※令和6年度は4月9日(火)より提供開始予定です

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実施予定回数	15回	20回	21回	13回	4回	20回	21回	20回	17回	17回	19回	15回

※給食の実施回数はあくまでも予定です。

② アカウムの運用

策定した運用計画に基づき、アカウントの運用を行う。なお、投稿に対するコメントは、いずれのユーザーからも受けないよう設定すること。

- ア 投稿する内容は委託者が指示した場合を除き、受託者が企画し、委託者と協議の上投稿すること。
- イ 適切な説明文と「# (ハッシュタグ)」を付して、アカウントの世界観に沿って画像や動画を投稿すること。その際に1回の投稿で複数の画像や動画を投稿することも可とする。また、投稿する内容に関して事前に委託者に確認し、了承を得ること。
- ウ 投稿にあたっては、ぱくぱくだよりに掲載されている内容もあわせて投稿すること。横浜市が保有するコンテンツは可能な限り市から提供するが、その場合、アカウントの世界観に合わせて、投稿前に必要な編集を行うこと。本市が所有するもの以外に必要な画像や動画があれば、撮影するなどの手配をすること。

○本市が保有する主なコンテンツ

コンテンツ	保有の有無等
給食メニューの画像	給食実施日分を保有
ぱくぱくだよ	給食実施日分を保有
献立表	毎月分を保有

- エ 画像や動画を制作するにあたっては、委託者の承諾のもと、必要な調整など、制作に係る業務はすべて受託者が実施すること。なお、画像や動画などを調達する場合は、利用許諾の取得等の必要な手続きも実施すること。
- オ 乗っ取り、炎上等の事故に対して、適切に対応すること。

③ ストーリーズの活用

運用期間中において、適宜ストーリーズを活用すること(月3回程度)。内容についてはアンケート機能・投票機能等を活用するなど工夫すること。

なお、ストーリーズの配信内容、配信時期については委託者と協議の上、受託者が制作し、配信すること。配信前に委託者に投稿イメージを確認してから投稿すること。また、配信したストーリーズは必要に応じてハイライトで残すこと。

④ 広告運用

中学校給食のブランドイメージ向上を図るための Instagram 広告配信を効果的に行うこと。広告のターゲットは、保護者世代を中心に、広く横浜市民とする。また、広告で表示するコンテンツについては、事前に委託者の承諾を得ること。画像や動画などを調達する場合は、利用許諾の取得等の必要な手続きも実施すること。

⑤ サイネージ動画の制作

写真とテキストで構成するサイネージ動画を運用期間中に 2 本制作し、投稿すること。また、制作したサイネージ動画は委託者が用意するデジタルサイネージなどで配信するため、委託者が指定する形式で納品すること。なお、サイネージ動画の制作にあたって一般のインスタグラムユーザーが投稿した画像を使用する場合には、投稿者から使用許諾を得るとともに、画像の元データを入手すること。ほかに有効な企画がある場合は、横浜市へ提案し、協議の上実施すること。

6 定例会の開催

以下の項目について、毎月定例会を実施して報告するとともに、議事録を制作すること。また、今後の投稿についての方針を報告すること。定例会は原則として横浜市の会議室で行うこととするが、委託者が認めた場合は、オンラインでの開催や書面での報告に代えることができるものとする。

- ・ 投稿件数
- ・ フォロワー数
- ・ 広告のリーチ数とエンゲージ数
- ・ その他委託者が必要と認めるもの

7 成果品

- (1) 業務実施報告書：3 部
- (2) 業務実施報告書の電子データ
- (3) アカウントで投稿したコンテンツデータ
- (4) 5（1）①で制作したプロモーション動画
- (5) 5（1）②で制作した食育動画
- (6) 5（2）⑤で制作したサイネージ動画のデータ

※提出先はいずれも教育委員会事務局健康教育・食育課とする。

8 セキュリティ

次の通り管理体制を徹底し、トラブルが発生した場合はただちに適切な処理を施すとともに委託者に報告すること

- (1) アカウントの管理については、24 時間 365 日の体制で適切に管理すること
- (2) パスワードについては、定期的に変更し乗っ取り等の対策をすること
- (3) 使用端末は限定し、ウィルス感染等に対し万全を期すこと